

対象とするEDINETタクソミ：2008-02-01版

※規則改正に関する記載は参考として抜粋及び要約したものであり、正確な内容については各条文をご確認ください。

※平成20年7月2日公表の「平成20年6月12日公表 財務諸表等規則等の改正案への対応について(案)」から条文番号、文言について一部変更されておりますが、実質的な変更はありません。

NO	改正内容	改正箇所	改正前	改正後	改正後規則等に従う場合のXBRLデータの作成方法	今後のEDINETタクソミ等の改修予定
1	たな卸資産の区分表示(副産物等)	財務諸表等規則 第17条第1項ただし書	ただし、副産物、半成工事、未着品たる商品若しくは原材料又は精送品たる商品、製品若しくは半製品で、その金額が資産の総額の100分の1を超えるものについては、当該資産を示す名称を付した科目をもつて別に掲記しなければならない。	(削る)	特段の対応は不要です。	特段の変更は行わない予定です。
2	たな卸資産の区分表示(区分掲記)	財務諸表等規則 第17条第1項、様式第2号	流動資産に属する資産は、次に掲げる項目の区分に従い、当該資産を示す名称を付した科目をもつて掲記しなければならない。 7 商品 8 製品(副産物及び作業くずを含む。) 9 半製品(自製部分品を含む。) 10 原材料(購入部分品を含む。) 11 仕掛品(半成工事を含む。) 12 貯蔵品(補助材料を含む。)	流動資産に属する資産は、次に掲げる項目の区分に従い、当該資産を示す名称を付した科目をもつて掲記しなければならない。 7 商品及び製品(半製品を含む。) 8 仕掛品 9 原材料及び貯蔵品 (削る) (削る) (削る)	「商品及び製品」および「原材料及び貯蔵品」については、財務諸表等語彙タクソミに用意されている項目(要素名「MerchandiseAndFinishedGoods」および「RawMaterialsAndSupplies」)を表示リンクおよび計算リンクに追加し、使用してください。「仕掛品」については、表示リンクおよび計算リンクに設定されている項目をそのまま使用してください。なお、表示リンクおよび計算リンクに設定されている「商品」「製品」「半製品」「原材料」「貯蔵品」については、金額を入力しないことにより最終の財務諸表としては表示されませんので、削除等により設定変更する必要はありません。	次回のEDINETタクソミの改修において、改正後の表示方法に対応したパターン別リンクベースファイルを追加する予定です。
		四半期財務諸表等規則 第30条第1項、様式第1号	4 商品 5 製品(副産物及び作業くずを含む。) 6 半製品 7 原材料(購入部分品を含む。) 8 仕掛品(半成工事を含む。)	4 商品及び製品(半製品を含む。) 5 仕掛品 6 原材料及び貯蔵品 (削る) (削る)		
		四半期連結財務諸表規則 第35条第1項、様式第4号	4 商品 5 製品(副産物及び作業くずを含む。) 6 半製品 7 原材料(購入部分品を含む。) 8 仕掛品(半成工事を含む。)	4 商品及び製品(半製品を含む。) 5 仕掛品 6 原材料及び貯蔵品 (削る) (削る)		
		連結財務諸表規則 第23条第1項、様式第4号	5 たな卸資産(財務諸表等規則第15条第5号から第10号までに掲げるものをいう。以下同じ。) (新設) (新設)	5 商品及び製品(半製品を含む。) 6 仕掛品 7 原材料及び貯蔵品		
3	たな卸資産の区分表示(一括掲記)	財務諸表等規則 第17条第3項	(新設)	第1項の規定にかかわらず、同項第7号から第9号までに掲げる項目に属する資産については、たな卸資産の科目をもつて一括して掲記することができる。この場合においては、当該項目に属する資産の科目及びその金額を注記しなければならない。	「たな卸資産」については、財務諸表等語彙タクソミに用意されている項目(要素名「Inventories」)を表示リンクおよび計算リンクに追加し、使用してください。なお、表示リンクおよび計算リンクに設定されている「商品」「製品」「半製品」「原材料」「仕掛品」「貯蔵品」については、金額を入力しないことにより最終の財務諸表としては表示されませんので、削除等により設定変更する必要はありません。	次回のEDINETタクソミの改修において、改正後の表示方法に対応したパターン別リンクベースファイルを追加する予定です。
		四半期財務諸表等規則 第30条第4項	(新設)	同上		
		四半期連結財務諸表規則 第35条第4項	(新設)	同上		
		連結財務諸表規則 第23条第4項	(新設)	同上		

NO	改正内容	改正箇所	改正前	改正後	改正後規則等に従う場合のXBRLデータの作成方法	今後のEDINETタクソミ等の改修予定	
4	たな卸資産の区分表示(自製部分品)	財務諸表等規則	第17条第3項	第1項の区分において、自製部分品を半製品の項目に含めることが困難であると認められる場合には、同項の区分にかかわらず、当該資産を原材料の項目に含めて区分することができる。	(削る)	規定箇所の変更であり、EDINETタクソミ利用にあたっての留意点は特段ありません。なお、自製部分品を何れに含める場合においても、同一の意味と見なし、EDINETタクソミの各項目を使用してください。	特段の変更は行わない予定です。
		財務諸表等規則ガイドライン	17-1-7第1項	(新設)	規則第17条第1項第7号に規定する商品及び製品には、副産物、作業くず及び自製部分品を含むものとする。ただし、自製部分品を商品及び製品の項目に含めることが困難であると認められる場合には、当該資産を同項第9号に規定する原材料及び貯蔵品の項目に含めて区分することができる。		
		連結財務諸表規則ガイドライン	23-1-5	(新設)	同上		
		四半期財務諸表等規則ガイドライン	30-1-4	(新設)	同上		
		四半期連結財務諸表規則ガイドライン	35-1-4	(新設)	同上		
5	たな卸資産の区分表示(購入部分品)	財務諸表等規則	第17条第4項	第1項の区分において、購入部分品を原材料の項目に含めることが困難であると認められる場合には、同項の区分にかかわらず、当該資産を半製品の項目に含めて区分することができる。	(削る)	規定箇所の変更であり、EDINETタクソミ利用にあたっての留意点は特段ありません。なお、購入部分品を何れに含める場合においても、同一の意味と見なし、EDINETタクソミの各項目を使用してください。	特段の変更は行わない予定です。
		財務諸表等規則ガイドライン	17-1-7第3項	(新設)	規則第17条第1項第9号に規定する原材料及び貯蔵品には、購入部分品及び補助材料を含むものとする。ただし、購入部分品を原材料及び貯蔵品の項目に含めることが困難であると認められる場合には、当該資産を同項第7号に規定する商品及び製品の項目に含めて区分することができる。		
		連結財務諸表規則ガイドライン	23-1-5	(新設)	同上		
		四半期財務諸表等規則ガイドライン	30-1-4	(新設)	同上		
		四半期連結財務諸表規則ガイドライン	35-1-4	(新設)	同上		
6	資産除去債務(流動負債)	財務諸表等規則	第49条第1項、様式第2号	(新設)	流動負債に属する負債は、次に掲げる項目の区分に従い、当該負債を示す名称を付した科目をもって掲記しなければならない。 13 資産除去債務	以下の項目をタクソミに追加し、表示リンク、計算リンクおよび定義リンクに設定し、使用してください。 要素名:「AssetRetirementObligationsCL」 標準ラベル:「資産除去債務」 冗長ラベル・ドキュメンテーション:「資産除去債務、流動負債」 標準ラベル(英語):「Asset retirement obligations」 冗長ラベル・ドキュメンテーション(英語):「Asset retirement obligations-CL」	次回のEDINETタクソミの改修において、左記の項目を追加し、表示リンク、計算リンクおよび定義リンクに設定する予定です。
		連結財務諸表規則	第37条第1項、様式第4号	(新設)	同上		
		中間財務諸表等規則	第28条第1項、様式第1号	(新設)	同上		
		中間連結財務諸表規則	第38条第1項、様式第4号	(新設)	同上		
		四半期財務諸表等規則	第44条第1項、様式第1号	(新設)	同上		
		四半期連結財務諸表規則	第49条第1項、様式第4号	(新設)	同上		

NO	改正内容	改正箇所		改正前	改正後	改正後規則等に従う場合のXBRLデータの作成方法	今後のEDINETタクソミ等の改修予定
7	資産除去債務(固定負債)	財務諸表等規則	第52条第1項、様式第2号	(新設)	固定負債に属する負債は、次に掲げる項目の区分に従い、当該負債を示す名称を付した科目をもって掲記しなければならない。 7 資産除去債務	以下の項目をタクソミに追加し、表示リンク、計算リンクおよび定義リンクに設定し、使用してください。 要素名:「AssetRetirementObligationsNCL」 標準ラベル:「資産除去債務」 冗長ラベル・ドキュメンテーション:「資産除去債務、固定負債」 標準ラベル(英語):「Asset retirement obligations」 冗長ラベル・ドキュメンテーション(英語):「Asset retirement obligations-NCL」	次回のEDINETタクソミの改修において、左記の項目を追加し、表示リンク、計算リンクおよび定義リンクに設定する予定です。
		連結財務諸表規則	第38条第1項、様式第4号	(新設)	同上		
		中間財務諸表等規則	第29条第1項、様式第1号	(新設)	同上		
		中間連結財務諸表規則	第39条第1項、様式第4号	(新設)	同上		
		四半期財務諸表等規則	第45条第1項、様式第1号	(新設)	同上		
		四半期連結財務諸表規則	第50条第1項、様式第4号	(新設)	同上		
8	たな卸資産及び工事損失引当金の表示	財務諸表等規則	第54条の4第1項	(新設)	同一の工事契約に係る、たな卸資産及び工事損失引当金がある場合には、両者を相殺した差額をたな卸資産又は工事損失引当金として流動資産又は流動負債に表示することができる。	たな卸資産及び工事損失引当金を相殺する場合または相殺しない場合の何れの場合においても、同一の意味と見なし、EDINETタクソミの各項目を使用してください。	特段の変更は行わない予定です。
		連結財務諸表規則	第40条の2	(新設)	同上		
		中間財務諸表等規則	第31条の3	(新設)	同上		
		中間連結財務諸表規則	第42条	(新設)	同上		
		四半期財務諸表等規則	第47条の2	(新設)	同上		
		四半期連結財務諸表規則	第53条の2	(新設)	同上		
9	たな卸資産及び工事損失引当金の表示(別記事業)	財務諸表等規則ガイドライン	別記事業関係1(建設業)	(新設)	次に掲げる事項の用語、様式及び作成方法については、規則第2条ただし書の規定により、建設業法施行規則の定めによらず、規則に定める別記以外の事業に適用される記載方法によるものとする。 ⑥規則第54条の4に規定するたな卸資産及び工事損失引当金の表示に関する事項	たな卸資産及び工事損失引当金を相殺する場合または相殺しない場合の何れの場合においても、同一の意味と見なし、EDINETタクソミの各項目を使用してください。	特段の変更は行わない予定です。
			別記事業関係2(銀行・信託業)	(新設)	同上		
			別記事業関係4(第一種金融商品取引業)	(新設)	同上		
			別記事業関係4(投資運用業)	(新設)	同上		
			別記事業関係5(保険業)	(新設)	同上		
			別記事業関係6(民営鉄道業)	(新設)	同上		
			別記事業関係8(道路運送固定施設業)	(新設)	同上		
			別記事業関係9(電気通信業)	(新設)	同上		
			別記事業関係10(電気業)	(新設)	同上		
			別記事業関係11(ガス業)	(新設)	同上		
			別記事業関係12(中小企業金融業)	(新設)	同上		
			別記事業関係12(農林水産金融業)	(新設)	同上		